

家内労働関係資料

① 家内労働法に関する監督指導の実施結果

区 分		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年			
監督指導実施営業所数		91	58	31	48	62	42	37	28	170	69	59			
違反営業所数		67	32	19	29	41	33	22	18	104	53	38			
違反率(%)		73.6%	55.2%	61.3%	60.4%	66.1%	78.6%	59.5%	64.3%	61.2%	76.8%	64.4%			
違反事項内訳	事 項	法条項													
	家内労働手帳	第3条	38	18	9	16	25	18	15	6	80	31	22		
	工賃の支払い	第6条	1	2	0	1	1	2	0	0	21	13	10		
	最低工賃の効力	第14条	0	1	0	0	2	4	0	1	38	20	10		
	安全衛生措置 (委託者)	第17条	第1項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			第2・3項	(家内労働者等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				帳簿の備付け	第27条	15	7	2	10	6	7	4	1	36	8

資料:厚生労働省労働基準局調べ

②家内労働者等の労災保険特別加入状況

(平成30年7月末日現在)

作業内容	加入団体数		加入者数		保険料負担・補助者別の内訳				
					委託者が		自治体が		家内労働者等 が全額負担
					全額負担	一部負担	全額補助	一部補助	
人	%	人	%	人	人	人	人	人	
計	48	100.0%	327	100.0%	28	15	0	61	223
(イ)プレス、シャー、旋盤又はフライ ス盤等を使用して行う金属、合成 樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工	28	58.3%	177	54.1%	3	13	0	36	125
(ロ)研削盤を使用して行う研削の作業 等を伴う、金属製洋食器、刃物、パ ルプ又はコックの製造又は加工	6	12.5%	36	11.0%	12	0	0	0	24
(ハ)有機溶剤等を用いて行う皮製等の 履物、鞆若しくはグラブ等又は木製 等の漆器の製造又は加工	4	8.3%	48	14.7%	0	0	0	25	23
(ニ)粉じん作業又は鉛化合物を含有す る絵具を用いて行う絵付けの作業等 を伴う、陶磁器の製造	1	2.1%	2	0.6%	0	2	0	0	0
(ホ)動力により駆動される合糸機、 燃糸機又は織機を使用して行う作業	9	18.8%	64	19.6%	13	0	0	0	51
(ヘ)木工機械を使用して行う仏壇又は 木製若しくは竹製の食器の製造又は 加工	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課調べ

②-2 家内労働者等の労災保険特別加入状況(保険料負担・補助状況別割合の推移)

	H25		H26		H27		H28		H29		H30	
	加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合	加入者数	割合
家内労働者等全額負担	262	54.2%	234	56.9%	212	53.9%	199	54.2%	220	65.1%	223	68.2%
委託者負担	63	13.0%	50	12.2%	53	13.5%	51	13.9%	44	13.0%	43	13.1%
(全額)	35	7.2%	27	6.6%	32	8.1%	31	8.4%	28	8.3%	28	8.6%
(一部)	28	5.8%	23	5.6%	21	5.3%	20	5.4%	16	4.7%	15	4.6%
自治体補助	158	32.7%	127	30.9%	128	32.6%	117	31.9%	74	21.9%	61	18.7%
(全額)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
(一部)	158	32.7%	127	30.9%	128	32.6%	117	31.9%	74	21.9%	61	18.7%
合計	483	100.0%	411	100.0%	393	100.0%	367	100.0%	338	100.0%	327	100.0%

資料:厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課調べ

③平成29年度家内労働等実態調査追加集計

(1)家内労働者の類型別家内労働をする上で困っていることの有無・内容別家内労働者数の割合

(%)

家内労働者の類型	合計	困ることが ない	困ることがある(M.A2つまで)									不明
			1.工賃が安い	2.仕事があつたりなかつたりする	3.仕事が単調である	4.納期に追われる	5.家が汚れる	6.場所が確保できない	7.家事等との両立が難しい	8.その他不明		
合計	100.0	66.8	32.5 (100.0)	22.0 (67.7)	12.7 (39.0)	1.3 (4.1)	6.0 (18.4)	2.6 (8.2)	0.3 (0.9)	1.8 (5.5)	1.9 (5.7)	0.7
専業	100.0	42.5	57.2 (100.0)	49.2 (86.2)	27.3 (47.7)	1.9 (3.3)	11.0 (19.3)	0.3 (0.5)	0.1 (0.1)	1.1 (2.0)	4.5 (7.8)	0.3
副業	100.0	70.8	29.0 (100.0)	19.0 (65.6)	15.7 (54.2)	0.5 (1.8)	7.3 (25.2)	0.6 (2.2)	0.1 (0.3)	1.9 (6.7)	0.0 (0.0)	0.2
内職	100.0	67.8	31.4 (100.0)	20.8 (66.2)	11.9 (37.7)	1.3 (4.2)	5.7 (18.1)	2.8 (9.0)	0.3 (1.0)	1.8 (5.8)	1.8 (5.8)	0.8

(※) 専業・・・家内労働者本人が世帯主であり、家内労働が世帯の主な本業としている者

副業・・・家内労働者本人が世帯主であり、他に本業があり、本業の合間に家内労働をしている者

内職・・・家内労働者本人が世帯主で年金を受給しており、家計の補助として内職をしている者、世帯主の配偶者で家内労働をしている者、世帯主の子・親等で家内労働をしている者の合計

(2) 家内労働に従事する理由別家内労働をする上で困っていることの有無・内容別家内労働者数の割合

(%)

家内労働に従事する理由 (M.A2つまで)	合計	困ることがない	困ることがある(M.A2つまで)									不明
			1.工賃が安い	2.仕事があつたり なかったりする	3.仕事が単調 である	4.納期に追わ れる	5.家が汚れる	6.場所が確保 できない	7.家事等との両 立が難しい	8.その他 不明		
合計	100.0	66.8	32.5 (100.0)	22.0 (67.7)	12.7 (39.0)	1.3 (4.1)	6.0 (18.4)	2.6 (8.2)	0.3 (0.9)	1.8 (5.5)	1.9 (5.7)	0.7
1 生計を維持 するため	100.0	48.9	51.0 (100.0)	39.9 (78.1)	21.8 (42.7)	2.1 (4.2)	9.3 (18.2)	2.5 (4.8)	0.1 (0.2)	3.0 (5.9)	1.7 (3.4)	0.0
2 家計の補助 のため	100.0	62.8	37.0 (100.0)	24.6 (66.6)	14.4 (39.0)	1.6 (4.2)	7.1 (19.1)	3.2 (8.8)	0.4 (1.2)	2.3 (6.2)	2.2 (6.1)	0.2
3 自由になるお金 を得るため	100.0	70.7	29.3 (100.0)	17.1 (58.3)	12.1 (41.2)	1.3 (4.3)	5.9 (20.1)	3.3 (11.3)	0.1 (0.4)	2.6 (8.9)	2.2 (7.5)	0.0
4 技能や経験を 生かすため	100.0	71.7	28.1 (100.0)	20.3 (72.5)	12.6 (45.0)	0.6 (2.2)	9.5 (34.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.7 (2.6)	0.6 (2.1)	0.2
5 生きがいのため	100.0	79.1	19.9 (100.0)	10.1 (50.9)	9.5 (47.6)	1.5 (7.4)	2.7 (13.5)	0.3 (1.7)	0.1 (0.4)	0.5 (2.4)	1.3 (6.6)	1.0
6 余暇時間を 活用するため	100.0	75.6	24.4 (100.0)	17.7 (72.5)	8.4 (34.6)	0.8 (3.5)	4.1 (16.9)	1.6 (6.4)	0.5 (1.9)	0.9 (3.8)	2.2 (9.0)	0.0
7 その他・不明	100.0	57.5	30.7 (100.0)	24.7 (80.3)	10.6 (34.4)	1.4 (4.6)	3.7 (12.1)	5.0 (16.1)	0.2 (0.6)	1.5 (4.9)	3.6 (11.6)	11.8

(3) 必要経費の有無別平均月収額

必要経費の有無	合計	必要経費あり	必要経費なし	不明
必要経費の有無別家内労働者割合 (%)	100.0	12.1	84.2	3.7
平均月収額(円)	41,961	110,908	32,999	36,659

(4) 機械及び原材料、健康診断の受診の有無、委託者の指導の有無別家内労働者数及び割合 (%)

機械及び原材料	合計	受診した				受診して いない	不明
		種類 (M.A.)					
		計	特殊健康診断 (有機溶剤・ 鉛等)	その他の健康診 断 (市区町村が 行う住民健康 診断等)	不明		
機械及び原材料を使用している	100.0	62.0 (100.0)	2.7 (4.3)	60.0 (96.8)	0.2 (0.3)	35.4	2.6
プレス・シャー等	100.0	64.8 (100.0)	5.7 (8.8)	59.4 (91.7)	0.2 (0.3)	34.9	0.2
木工用丸のご盤等	100.0	67.8 (100.0)	14.7 (21.6)	50.1 (73.9)	3.0 (4.5)	32.2	0.0
型付け機等	100.0	64.4 (100.0)	5.9 (9.1)	58.0 (90.1)	0.5 (0.8)	34.8	0.8
織機・ニット機等	100.0	66.8 (100.0)	1.0 (1.5)	65.8 (98.5)	0.0 (0.0)	32.2	1.0
接着剤・払拭剤等	100.0	60.6 (100.0)	2.4 (3.9)	58.9 (97.2)	0.0 (0.0)	34.1	5.4
絵の具・はんだ等	100.0	61.7 (100.0)	4.8 (7.8)	61.4 (99.6)	0.0 (0.0)	38.3	0.0
発火性等の物質等	100.0	57.4 (100.0)	0.3 (0.5)	56.6 (98.6)	0.5 (1.0)	42.6	0.0
使用していない	100.0	65.6 (100.0)	0.9 (1.4)	64.3 (98.0)	0.5 (0.8)	33.9	0.5